

## 第2回 藤沢市地域福祉計画推進委員会 議事要旨

1. 日 時 2014年(平成26年)7月3日(木)10時~12時

2. 会 場 藤沢市保健所3階 大会議室

### 3. 出席者

(1) 委員=19人

石渡 和実、 松永 文和、 鈴木紳一郎、 田場川善雄、 垣見 凌子、  
戸高 洋充、 種田多化子、 木村 依子、 三觜由見子、 市川 勤、  
大田 哲夫、 南部 久子、 椎野 幸一、 池端 真彦、 鶴見 昭子、  
西山 千秋、 北島 令司、 大山 睦子、 國弘 信子  
(欠席)大橋 久高

(2) 事務局=23人

福祉部：佐川部長

福祉総務課：片山参事、安孫子主幹、赤尾主幹、日原課長補佐、齋田上級主査、  
坂井事務職員

介護保険課：橘川参事、斎藤主査

高齢者支援課：玉井課長、曾我部主任

障がい福祉課：高梨参事、島村課長補佐

生活援護課：矢後参事、阿部主幹

市民自治推進課：加藤参事、古澤課長補佐

保健医療総務課：室伏参事、内田課長補佐

子ども青少年育成課：佐藤参事、川口主幹

社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 倉持事務局長、村上主幹、平澤主査

(3) 傍聴者=1人

### 4. 議 題

- (1) 現計画の進捗状況に関する報告について
- (2) 次期計画骨子案について
- (3) その他

### 5. 配布資料

- 資料1-1 地域福祉計画(平成21年度~平成26年度)取り組み状況まとめ  
資料1-2 地域福祉計画(平成21年度~平成26年度)取り組み状況詳細版  
資料2 地域福祉計画(平成27年度~平成32年度)骨子(案)

## 6. 議事概要

### (1) 現計画の進捗状況に関する報告について

齋田主査：それでは、私の方から説明させていただきます。お手元の資料1-1をご覧ください。資料1-1は進捗状況を簡潔にまとめたものです。資料1-2は詳細版でございますが、本日は資料1-1に沿ってご説明していきたいと思っております。現計画は7つの施策を柱として掲げております。

1. 地域福祉の普及・啓発ですが、中間見直しの際に具体的な指標ということで、計画の概要版の配布部数を掲げましたが、中間見直し版の本編につきましては、庁内各課あるいは民生委員に配布しております。中間見直しの概要版につきましては印刷製本しておりませんが、ホームページに掲載し、市民の皆様にも広く見いただいていると思っております。それ以外の普及啓発ということで、福祉部各課で普及啓発のイベントを実施するとともに、認知症サポーター養成講座を実施しております。平成25年度末時点で累計受講者数が9,369人となっております。

2. ボランティア活動への支援につきましては、指標としてはふじさわボランティアセンター登録個人数、登録グループ数、地区ボランティアセンター登録個人数、市民活動推進センター登録団体数と掲げており、登録人数・団体数の推移は資料記載のとおりでございます。それ以外にボランティア活動への支援ということで、平成22年度から始めたいきいきパートナー事業、65歳以上の方がボランティアをする際にポイントを付与する制度でございますが、平成25年度末で登録者数は255人でございます。また、市社協でボランティア養成講座を実施しております。こちらは平成21年から25年の累計受講者数が127人です。また、地区ボランティアセンターにつきましては、計画を始めた平成20年度は2地区に設置しておりましたが、平成25年度には10地区に設置しております。また、ボランティア団体への支援ということで、愛の輪福祉基金による助成事業を行っておりますが、平成25年度の助成団体数は171団体・210事業となっております。

3. 相談・支援ネットワークの拡大でございますが、高齢者に対する相談、障がい者や障がい者団体に対する相談事業、子ども・子育て世代に対する相談事業ということで、それぞれの施設の相談のべ件数を記載しております。施設の設置状況につきましては、地域包括支援センターは13地区14カ所設置しております。障がい者委託相談事業所につきましては市内7カ所に設置しております。子育て支援センターは市内3カ所に設置しております。併せまして、平成25年度から組織改正に伴いまして、福祉総務課に保健総合相談支援担当というかたちで設置しております。

4. 成年後見制度と日常生活自立支援事業の充実ですが、こちらは平成24年

9月にふじさわあんしんセンターとして開設いたしました。平成24年度の相談件数につきましては299件で、7カ月間の件数になります。平成25年度は1年間の件数で534件になります。

5. 災害時における避難体制確立に向けた取組みでございますが、指標の中で(まい考)と書いてあるものは要支援者名簿登載割合を算出するために記載しております。支援を必要とする人を名簿に載せている割合につきましては、年々増加しております。災害時要援護者、避難行動要支援者への支援に関する説明会を各地区で実施しております。また、平成25年度にはふじさわ防災ナビ(避難行動要支援者編)・災害時要援護者の避難支援に関する動画を作成いたしました。

6. 障がい者団体等の活動支援や地域福祉を担う人材を育成する拠点整備につきましては、(仮称)福祉プラザ開設に向けて検討を進めておりましたが、この計画については見直し、市の新庁舎整備の中で団体の活動支援に繋がる機能を検討していきたいと考えております。

最後は7. 福祉人材の育成・確保に向けた取組みでございますが、介護福祉士等資格取得者数及び研修等にまい加したのべ人数の推移はこちらの記載の通りです。また、ホームヘルパーの養成研修に対して受講料を助成する事業も行っておりますが、平成21年～25年度の累計受講者数につきましては223人。中高生を対象とした職場研修受講者数につきましては181人となっております。詳しい内容につきましては資料1-2に記載しておりますが、私からの説明は以上になります。

石渡委員長：ありがとうございます。只今、事務局から実施状況についての説明をいただきましたが、何かご意見・ご質問はおありでしょうか。

椎野委員：6番福祉プラザの見直しによって、新しい庁舎に出来た際に拠点整備をしていくということですが、箱だけでなく運営をどうするか。たとえ箱が無くても、どこか空いているところで活動が出来るような体制をする。新しいところはまだ3～4年になるので、そのあたりはどのようなのですか。箱だけを作る目標だと、新しい拠点はどうするのかという議論の中心になってしまう。どうのことを考えていけばいいのかおろそかになるとは思いますがいかがでしょうか。

石渡委員長：事務局お願いいたします。

高梨参事：拠点施設ということですが、障がい者の拠点施設として亀井野にあるふれあいセンターがそういう位置づけになっており、移転の話がありましたが、それが見直しになってしまいました。そちらの施設がかなり古くなっており、立地条件も悪く、利便性も高くないということで新たな場所に設置をという要望をいただいているところです。今回は新しい庁舎の中にとり限定的な部分ではなく、庁舎整備と合わせた一体的な整備の中で機能を位置付けていきたいと思います。その中で複合的な機能を持たせていかなければならず、障がいや高齢者団体の活動の場、交流スペースといった拠点機能を果たせるような施設整備ということで、関係団体のご意見をいただきながら整備を進めていきた

いと考えております。

椎野委員：新しい市庁舎が出来る前にどんな機能を持った箱にしていくのか早く決めないと発注する時に間に合わないと思います。事前の準備の方が大事だと思います。新しい庁舎はどういった機能を持った箱になるのかももう少し真剣にやっていただきたいと思います。

もう一つ、地域包括支援センターの相談者が年々減っていますが、本当は右上がりになっていかないと、機能的に「相談してもしょうがない」という雰囲気になる。そこを問題と思っているのでしょうか。

石渡委員長：地域包括支援センターについてお願いいたします。

玉井課長：地域包括支援センターの相談件数でございますが、平成24年度から集計方法を変更いたしました。今まではケアプランの作成も相談件数としてカウントしておりましたが、介護の相談に関しては別集計とさせていただきます。集計方法を変えたため、見た目では相談件数は減っております。

椎野委員：統計的な数字にはなりません。それならばここで数字を示すのはおかしいと思います。

玉井課長：申し訳ございません。今まではそういうかたちで数字を出してきましたので、このまま報告しておりますが、今までの数字がどういう相談内容だったか分からない状況になっております。平成24年度以降は細かく数字を分けておりますのでよろしくお願いいたします。

南部委員：ついでによろしいですか。地域包括支援センターですが、また呼び名が変わりました。関わっている高齢者の人たちもようやくわかってきたところで「いきいきサポートセンター」への変更がありました。どういう意味合いで名称を変えるのでしょうか。パートナーシップのシルバーボランティアもそうですし、あちこちで「いきいき」と使っているのです。もう少しそこも考えていただけたらと思います。名称の変更には訳があるのでしょうか。

玉井課長：地域包括支援センターの名称変更ですが、名称を変更したのではなくて、愛称になります。地域包括支援センターという堅苦しいというイメージがあるというご意見をいただいていたので、地域包括支援センターの頭のところに「いきいきサポートセンター」と付けており、例えば鶴沼地区の場合は「鶴沼いきいきサポートセンター」とし、高齢者により身近に感じていただきたいということでそういうかたちで愛称の募集をさせていただきました。

北島副委員長：鶴沼でも同じ問題があり、ようやく地域包括支援センターの名前を覚えたのに、どっちを主にやっていくのかはっきりしていただきたいと思います。愛称だから分かりやすいという意味ではないと思います。そこを検討していただきたいと思います。

池端委員：一時期、青葉台のケアプラザの職員を務めておりましたが、横浜市と比べて、包括の仕事の内容が高齢者に特化しているのです。横浜市の場合は児童も母子も同じようにやって、そういう意味ではインクルージョンと言えるのですが、

藤沢市の場合は高齢者に特化しているという意味合いが強いので、母子、児童、障がい者もまとめて包括的に行う動きをお聞かせいただければと思います。

片山参事：他の自治体においては障がいに取り組んでいる包括もあると思います。藤沢市の場合は高齢者に限らず障がい者についても関わっております。高齢者と障がい者の境目の無いようなところも含めてやっていただいております。確かに包括という言葉が地域福祉の観点からいくと差はないと思います。ただ、包括支援事業は介護保険制度の中でやっておりますのである程度の縛りがございます。今後、子どもまでは難しいかもしれませんが、多世代の方も検討していきたいと思います。むしろ公的な部分より、インフォーマルなものとして(仮称)地域ささえあいセンターにおいて多世代を対象に支援していくことも考えておりますので、連携しつつ包括のあり方も一緒に考えていくと思います。のんびりとはしてられないので、ご意見を踏まえてやっていきたいと思います。

池端委員：2～3年前の方針だと、地域包括支援センターが中核になるというビジョンだったと思うのですが、防災に関しては高齢者を把握して災害時の高齢者対応も包括がやるという発想になると思いますが、藤沢市ではそのビジョンが出ていないと思う。また、高齢者に特化していることが多いので、障がい者は包括に行こうという発想もないし、アナウンスもないので少し足りないと思います。

石渡委員長：相談については国も新しい地域包括ケアシステムのことを盛んに言っていますし、どういうやり方がいいのか分野別に議論されていると思いますが、ここは地域福祉計画ですので、それらを包括するようなご提案をいただき、計画に盛り込んでいく必要があると思います。それぞれの委員の立場で深めていただけたらと思います。

種田委員：福祉団体連絡会でございます。地域包括支援センターで高齢者だけでなく、障がいや母子も対応していただけたら本当の包括的なセンターになると思っております。障がいの方でもそういう意見が出ておりました。本当に同感です。

また、福祉拠点の整備ですが、色々と言っていただきありがとうございます。新庁舎が出来るのが大分先になるので、どのように再整備されるのか行政の人たちと一緒に検討していけたらと思います。

資料1-1 取り組み状況の中で6番は斜線が引いてあります。平成22年～23年に福祉団体連絡協議会の事務局をしておりましたが、その時に障がい福祉課と相談して取り組みが進んだ面がありますので、ここは斜線ではなく、検討したということが分かるような表にしていきたい。再整備に向けてご相談していきたいと思います。

垣見委員：資料1-1 表の7番についてお尋ねしたいのですが。福祉人材の育成・確保が大きな課題となっており、介護福祉士の資格取得者数が年々増えているのはこの表で見られますが、平成25年で35人というのは何に基づいた数字なのでしょう。横を見ますと、ホームヘルパー養成研修受講者数の累計が223人で、その中でさらに介護福祉士の資格を取得した人がこれだけということなのかお尋ねし

たいと思います。

橘川参事：今の介護福祉士の取得者数の件でございますが、特別養護老人ホームについては人材確保の関係で補助金を出しており、補助金を申請していただいた中で研修の他に資格取得においても補助金を出しております。そこから出てきた数字を集計したものでございまして、この数字は特養あるいは老健で補助金を申請されたものに限った集計の数値でございます。

垣見委員：取得者数というか補助金を申請した数ですよね。うちは今年5人取得していますが、これに関して補助金はいただいていないですね。確実な数字ではないと思います。

片山参事：今ご指摘いただいた通りで、表の作り方が誤解を招きやすく、市が助成対象として資格を取得された方たちということでございますので、これを見ると、資格を取得した人はもっと沢山いるのではないかと思いますし、数値的なものが見えるような作りになっておりますので、何か説明を入れたりする必要があると思います。包括の相談も説明をきちんと入れないと不十分で誤解を招くということで、今後は十分に気を付けたいと思います。申し訳ございませんでした。

石渡委員長：ありがとうございます。数字は本当に一人歩きをしますので、まだ書き込む余裕もございますので、そこらへんは誤解が無いように補足していただきたいと思います。

鶴見委員：4番の成年後見制度についてお聞きしたいのですが、市長申立てで、収支がとんとんでお金が無い方の後見に付いた場合、横浜市では自立支援援助機能があるのですが、藤沢市では今年から認められたのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

片山参事：報酬助成もそうですね。市長申立てに限らず、親族申立てなど一定の条件に該当される方につきましては報酬助成を昨年からは始めております。

鶴見委員：失礼ですが何人でしょうか。

片山参事：報酬助成をしているのはほんの数人です。ただ、市長申立ては増えておりまして、昨年で13件くらいでしょうか。その準備段階に入っている人たちも7~8人おります。障がいの方が少ないのですが、それも増えてきている傾向にあります。

鶴見委員：ありがとうございます。

戸高委員：相談のところになります。地域包括支援センターには地域包括の方が行かれていて、うちの方でも相談事業に関わりを求めたというのがあります。地域包括は13地区14カ所、発達障がい相談は7カ所とあります。地域包括は職員配置がきちっとされていますが、発達障がい相談のうち3カ所が完全に委託というかたちで、人員配置に関しては全然比較にならないところなのです。同数で見られた時に基準が違う部分もあると思います。

表の取り方についても平成20~25年で比較が出されている部分、委託相談に関しては7カ所というのは平成25年だと思うのです。平成21~22年は〇カ所と

いう具合に数字を入れていただければと思います。

4番についてはあんしんセンターが出来たということで、成年後見と日常生活自立支援事業がどういう比率なのかこのなかに含まれていますので、どのくらいの数字なのか昨年度実績でも構いません。日常生活自立支援事業の方はそれほど数値は伸びていないと思いますが、どのくらい支援がされているのか。

5番のところで、市内の要支援者総数というのはどういう人を総数として入れているのでしょうか。基準が何か分からないので、括弧書きで支援者数が入っていると分かりやすいと思います。

7番のヘルパーの養成研修受講の助成ですが、特養で働く人の定着支援を行って、その人たちの定着率を上げるということですが、その定着率の経過が分かるのであれば教えていただきたい。

石渡委員長：様々なご指摘がございましたが、そのへんはいかがでしょうか。

片山参事：数字につきましては内輪的なもので、詳細版の中に出ていないものもがございます。定着率等事務局としては資料があるのですが、お示し出来ていない状況があります。こちらについては改めて資料にさせていただき、ご審議いただいた部分は示したいと思います。申し訳ございません。

石渡委員長：資料1-1については加筆したものを再度お示しいただき、数字に関しては誤解されないような書き方を工夫していただきたいと思います。このあたりで次の議題に行きたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは修正等をお願いしたいと思います。

(2)が皆様からご意見をいただきたいところで、次期計画の骨子案について、事務局のほうでこれまでとは違う枠組みで骨子案を作っていましたのでご説明お願いいたします。

## (2) 次期計画骨子案について

日原補佐：私の方からご説明させていただきます。資料2 地域福祉計画(平成27年度～平成32年度)骨子(案)をご覧くださいと思います。これまでの計画と昨年実施したアンケート調査、団体ヒアリング、これまでの推進委員会での議論を踏まえ、骨子案を作成いたしました。ただ、今日ご確認していただきたいのは、章立てや構成についてご議論いただきたいと思います。

まず、第1章のところでは計画の概要ということで2025年問題を見据えながら、中長期的な展望を記載したいと考えております。二点目は計画の性格・位置付けとして社会福祉法第107条に基づいた計画であること、地域福祉計画の位置付けを載せたいと思っています。その下の福祉計画分野の関係図ですが、今年度は高齢者や障がい者、子ども・子育てが計画を改定する年でございます。こういった関連計画と包括的な位置付けにしていくのかということであったり、その下の社協で地域福祉計画も改定していきますので、そことの連携も考えていきたいと思っています。

2 ページ目の計画の期間でございます。こちらは平成27年から平成32年までの6カ年ということで、関係計画の見直しの年度等を載せてまいりたいと考えております。計画策定の経過については昨年度からやってきたことも触れてまいりたいと思います。

3 ページ第2章に移りますが、ここは地域福祉を取り巻く状況ということで、地域福祉計画見直しに向けた調査報告書をまい考資料ということでご案内いたしました。こちらにもまとまりましたので、第2章の中では報告書の内容を取り上げて、昨年からやってきたことを載せてまいりたいと思います。

第3章でございますが、地域福祉推進に係る取り組みの総括ということでいろんな数字でお示しした部分でございます。こちらはいろんな意見がございましたので、修正しながら総括するものを載せていきたい。そこで総括することで新たな課題も記載してまいりたいと考えております。

次は第4章でございます。ここからは具体的な中身に触れるわけですが、計画の基本構想ということで、今回の地域福祉計画のビジョンを載せてまいりたい。基本理念の例としまして、全ての人が他人を思いやり、お互いを支えあい、安心して暮らせる地域社会の実現ということで載せております。その基本理念を基に基本目標を掲げてまいりたいということです。この基本目標の達成状況を中間年または最終年で振り返るというイメージでございます。

続きまして5 ページです。計画の基本的な方向ということで、ここからが議論いただきたい部分ですが、今現在の計画では7本柱ということで策定いたしました。これを集約したものを図で載せております。この下は地域福祉計画の方向性ということで調査報告書において課題が出ておりました。色んな方向性が議論の中でまとまってきましたので、そこに合わせるかたちでまとめました。今までの話を総括したのが6～7ページでございます。こちらは計画の体系図案ですが、基本理念、基本目標、施策の方向性、具体的な取り組みということで並べております。基本目標についてはこちらで仮に3つに分けておりますが、一つ目は「一人ひとりが地域に関心を持ち、学習、行動しましょう」ということで意識です。普及・啓発に繋がるのですが、どのように意識を高めていくのか。二つ目は「みんなで地域を支える人づくり、基盤づくりを進めましょう」ということで、人材になります。まいつ目が「みんなで協力してしくみづくり・体制づくりを進めましょう」ということで、今後の支援体制づくりということでまい点の目標を定め、そこに連なる施策の方向性ということで、7本柱でやってきたことをここで反映させることになります。

ここから先が主な取組みになりまして、今後進めるべき具体的事業になります。これまでの議論等を踏まえて載せておりますが、ここに載せているものは全てではありません。例えば子育て支援の取り組みや元気な高齢者の取り組み等この体系図に載せていない部分がありますが、この後の議論で「もうちょっとこういったところは載せるべき」などご意見があれば伺いたいと思います。



最後に8ページになりますが、第6章計画の進行管理と推進体制になります。前回の推進委員会でも出ておりましたが、計画だけを立てて、それが紙だけのものになってしまったらしようがない。今後計画を立てて、どのように評価するのかきちんと整理して載せてまいりたいと思います。また、計画の推進体制についても市民、社協、地域団体、NPOの役割や行動をこの6章において触れたいと思います。以上でご確認いただきましたが、1章から6章の章立ての部分がこのような感じでいいのかという部分と、6～7ページの体系案のところで現計画と大分変わりましたので、その部分を中心にご議論いただきたいと思います。以上になります。

石渡委員長：ご説明ありがとうございます。これまでと比べるとかなり変わってきていることを実感しましたし、事務局において検討してきたと思いますが、検討の視点として二つ挙げていただきました。この6章の構成、6～7ページの第5章の新しい枠組みを委員の皆様がどのように捉えたかということです。第1～6章の構成について何かお気づきの点がございましたらどうぞ。

椎野委員：6ページになりますが、今までやってきた地域福祉計画の7本の柱がこの系統図では消えてしまう。やることについては変わらないと思うが、7本の柱が全く消えている。この表現でいいのか。その前のページには矢印で関連付けしており、はっきりと分かるわけです。一覧表で施策が繋がっているが、柱が消えてしまっている。皆さんに説明する時に、3年後、6年後を目指して系統的に取り組むという話はするのだけれど、どうして変えてしまうのだろうか。新しい目線もあろうかと思います。本当に考えていくとなると、現状の悪さというのはここでは出てこないわけです。本来ならばあるべき姿が一番上にあって、基本目標に対して何が一番問題なのかが出てきて、施策の方針・方向性が出てこないとおかしいと思います。問題ではなくて方策が独り歩きしている。これまでの活動経過を分析しているのだから、現状の悪さ加減も分かっているわけです。そういった悪さ加減に対して現状の法律改正、環境の変化が起きているから、こういう方策にするんだという系統図にする方が良いと思います。

石渡委員長：そこのところは6～7ページに入っており、一番の核心だと思います。椎野委員にとっては7本の柱が藤沢市の課題ということで見えていたものが、新しいものだと地域福祉は、こういう作り方もあると思うのですが、藤沢市が何をやるべきかという課題が見えてこないというのを強調しているのでしょうか。

椎野委員：そうですね。中長期を考えているわけだから、こういうかたちで表現するのも一つの手かと思いますが、重点施策として年度ごとに7本の柱が出てくれば間違いではないと思います。ただ、見直しをします、新しい方向性を出しますということになると、前の計画とは違うものが浮かんでしまう。継続しているのであって、ぷつぷつ切れてしまっているわけではないのです。7本の柱は生きているのです。

石渡委員長：そこは事務局としても議論していると思いますが、このあたりは一番のポイン

トだと思しますので、委員の皆様からご意見をいただきたいと思ひます。

西山委員：今までの計画と大きく違うところは、自助・共助・公助の役割分担であり、行政、中間組織である社会福祉法人、NPO、市民が担うべきものを明確にする時代に来ていると思ひます。第6章の計画の推進体制は極めて重要だと思ひます。先ほど7本の柱のことがありましたが、やるべきことはそう変わらない。財政の問題、担い手の問題があるので、推進体制として市がどのように問題を解決していく姿勢というか考え方が非常に重要だと思ひます。それをきちっと出したうえで市がやるべきこと、我々市民がやるべきこと、中間組織の活動に対する支援などを明示するのが今回の計画において一番重要なことだと思ひます。章立てが基本計画や計画のビジョンと同じように意見表明し、それに対して我々市民がどうするか議論を起こしていく方が良いのではないかとと思ひます。

もう一つ、目標についてですが、数値目標は出るのでしょうか。一般企業ではそうですが、目標を立てる時には数値計画を出す。福祉計画については出来たから良いというわけではなく、出来ない原因をさらけ出していく。数値目標を立てられるかどうかは分かりませんが、数値目標を出していただきたいと思ひます。以上です。

石渡委員長：ありがとうございます。計画の推進体制というところで実際にどういふ所が担うか、自助・共助・公助の視点を踏まえてということで、非常に大事だと思ひます。数値目標に関しては事務局のこれまでの検討のプロセスをお聞きしたいと思ひます。

種田委員：5ページの見直しですが、6番の障がい者団体の活動の支援、地域福祉を担う人材を育成する拠点整備が、新しい本計画だと後ろに隠れてしまった気がします。7ページの主な取り組みの中には入っていますが、見えないところに関しては「どうして？」と思うところであります。これから進めていかななくてはならない地域福祉計画の一つだと思ひますので、ぜひとも表に出していただきたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

椎野委員：種田委員の言われているように、そのような感じになってしまう。1ページの計画の策定の趣旨のところでも全く新しい問題だけを取り上げて趣旨にしてしまっている。今まで大事な施策をやってきたが、それらが入っていない。それらを解決するために見直しをして、新しいものを作り上げていくというようにしないといけない。大きな問題が抜けてしまっている。国の政策、法律の改正を言っているだけである。今まで本市がやってきた施策の問題が残っているものをこの計画に盛り込んでいくという意思表示が必要だと思ひます。黒ポチでも一つ入れていただければ良いと思ひます。的確にとらえるために趣旨の部分に入れていただかないとおかしいと思ひます。

石渡委員長：種田委員からは7本柱のうちの6番目について障がい者団体の立場からご発言いただきましたが、各委員から現行計画の柱についてご意見があるかと思ひます。椎野委員については、1ページの計画の趣旨において、藤沢市が今までや

ってきたことの積み残しや新しい課題も入れてほしいということでした。7本の柱にあたる場所に藤沢市が取り組むべき課題を明確に書き込んで、その課題を解決するための方策ということをおっしゃっていましたが、子育てや成年後見など課題となるべきものが沢山あり、課題が明確になるようなものがあればと思います。いただいた骨子ですと、藤沢市が何に取り組まなければいけないのか見えないですね。7本の柱を残さないのであれば、7ページの主な取り組みの中でやるべきことを明確にして整理するのもあるのかと思います。新しい9本の柱が地域福祉として取り組むべきものとして納得出来るのですが、藤沢市は何をすべきなのか、この新しい提案では見えないというのが私の意見です。それを明確にする必要があると思います。

日原補佐：事務局から補足をさせていただきます。この後議論いただくのがまさに今の部分です。章立ての部分で捕捉しますと、このづくりでは分かり辛いかもかもしれません。第3章のところでこれまでの総括と課題というのをここで取り上げようと思いました。これを初めに持っていくのかも含めて概要の部分に入っているので、これまでの取り組みと課題については章立ての中で触れようと考えています。章の中で載せる内容や計画の推進体制、数値目標はどうするのか、今日の段階では章立てだけになり、骨子や素案等を出していくので、その中で触れていただければと思います。体系図のところもあくまでも理念、目標、方向性がある取り組みでいくという部分ですね。その部分がこのかたちでいいのか。現行計画では方向・施策がいきなり打ち出されておりますので、そのところが今回は変えておりますので、この施策の方向性の7本柱を活かすのであれば、当然活かすことも可能ですし、あくまでもこのかたちで示させていただいております。そういったところを念頭に置いていただければと思います。

椎野委員：ビジョンを前面に出しているというのが回答だと思います。我々は地域福祉計画を改定するということが頭にこびりついていきます。市が作っている狙いというのは新しい感覚・しくみで考えているからこういう表現になったと思います。それならそれで良いと思います。これまでご質問を出していた人は「これをやればいい！」というのが頭にこびりついてしまっていると思います。市の方策というのは新しい言葉で皆に出すんだということが少し強すぎると思いますがどうでしょうか。

石渡委員長：他の委員がどう捉えているか、鈴木委員どうぞ。

鈴木委員：最初は曖昧なビジョンではわからないということから、7本の柱が出てきて、具体的に示していきましょうということだったと思います。久しぶりに見ると「良かったかな」と思いました。2025年問題はすぐそこですし、それ以外の地域福祉に関しても急を要することが多いので、7本柱プラス何が必要かを書いていただき、ビジョンも書いていただきたいと思います。

私共が関係するものとしては、2025年問題は地域でどう亡くなるかという話が出てきます。高齢者に対してはどうやって人生を終えるのか啓蒙していくシ

システムが必要になりますので、在宅療養などの言葉も全く出てきておりませんので、そういった部分も踏み込んでやっていただければと思います。7本柱にして良かったと思いました。これを残して、何かプラスしていただければと思います。6～7ページに基本目標が書いてありますが、7本柱プラスαにしてもらえないでしょうか。

石渡委員長：ありがとうございます。鈴木委員としてはこれまでの継続性含めて課題が明確になるところから、従来の7本の柱に新たに加えるべき柱が何かを明確にするということですが、これをどう結び付けるか。従来の7本柱は残し、それに何かを加えるということですが、他にいかがでしょうか。

三觜委員：私も最初から関わっているので、7本の柱は残すべきだと思います。在宅療養や元気なお年寄りなどもありますので、その追加も必要だと思います。それと、7本の柱に対して課題は何にするのか。その課題の解決策はどうすべきなのか。私たちが地域で何をすべきかをはっきりと打ち出してほしいと思います。地域福祉はどうやっていくのかを明確にし、課題も盛り込んだうえで、7本の柱プラスαでやっていただきたいと思います。子育て支援など入りにくいところがありますが、前回ではボランティア活動の支援の中に子育て問題が入っていた気がします。あと、障がい者団体の活動支援は7本の柱にある程度入っていますが、そこはきちっと残した方が良いと思います。

松永委員：私としてはどのレベルまで見ればいいのか悩みました。この7本の柱を議論するのであれば、もう少し詰めた方が良いというのが正直な感想です。この計画がこれまでの計画を継承したものなのか、二次計画的なものなのか、全く新しいものなのか、どういう姿勢で臨むべきか決めなければいけないと思います。2ページの計画の期間に載せてありますが、感想としては市の総合計画の中には入っていないということ。藤沢市全体では総合計画にあると思うので、位置付け的にはどこにあるのか。地域福祉計画が始まった背景として、経済的困窮者、社会的孤立者など新たなる貧困をテーマに地域福祉計画を作っていこうというのが始まりだったのです。社会的援護者への支援というのが国の方で検討され、これまでの取り組みで拾いきれていない対象者がいるということでスタートしたはずなのです。前計画については7本の柱も良いのですが、社会的困窮者にどこまで向き合ってきたのか少し疑問が残っているところです。これから力を入れてやっていくのか、これまでの計画を継承していくのか、はっきり見えるかたちにした方が良いと思います。

全体的な章立てとしましては、前の計画の内容とはそんなに変わりはないと思うので基本に忠実に作られているとは思いましたが、市民のアンケートだけで課題の根拠にするのはどうなのかと思います。団体及び行政の施策の中で見えてきた課題があるはずなのです。テーマとしては認知症高齢者の行方不明であったり、児童虐待で子どもが亡くなったり、ニュースになるまで気付かなかったのではないと思うのです。それを計画の中に盛り込んでいくのか今一度見

直した方が良いと思います。

石渡委員長：大事なお指摘ありがとうございます。

椎野委員：私も何回かそのような発言をしておりますが、前に作ったものを基準に見直しをしてきたわけですね。あえて本日お示しした体系の案は新しい言葉であるわけです。総合計画が無くなってしまって、市としては新しい市政運営の指針に入ってきたわけですね。その一環としてこのような作り方になったと実感しています。そうすると、3～6年で見直すのが基本になる。6ページの基本目標は私が亡くなる頃の時代を想定した文言で、今どうしようかということがこの中に浮かんでこない。「一人ひとり地域に関心を持ち、学習・行動しましょう」「地域の人づくり・基盤づくりをしましょう」、「しましょう」「しましょう」と言っても初めからずっと言っている。新しい言葉でも何でもない。ここに管理特性を求めたら、どういった管理特性が得られるのか。得られないと思います。管理をするということは、管理特性がきちっとしていないと目標が達成したのかしていないのか分からないです。今までやってきたことを継承していきながら良くしていくという思いがあるのか、新しい思いの中にそういうのを求めていきたいのか、そういうのを結論付けていかないと今日の議論は難しい。

市川委員：骨子案がどのようなレベルになるのか聞いていたのですが、今までのものとは切り離されて、何かポコッと出てきたような感じがするのです。冒頭に平成37年(2025年)問題を見据えてと書いてありますように、藤沢市だけの問題ではないと思いますが、いわゆる社会保障費が増大の一途で、この計画を深読みすると、このまま放置するとこれまで行政がやってきたことが行き詰まりになり、逆に絞り込んでいかなければならないということで、わざと6ページをぼかして抽象的にしている。この案を深読みしますと、自助・共助・公助が重要になってきているということを実は言いたいのではないかと思います。団塊の世代が75歳になる頃の社会保障費は大変な金額になると思うのです。国ではその裏で年金を削るとか、福祉に関して少し落とさざるをえない。各住民の怒りが出ないように柔らかい表現で作っていく必要があるということで、分かるような分からないような表現にして、7本の柱をぼやけたかたちになっている。自助・共助・公助を前面に出すような事態の中で、地域福祉計画を策定していかなければならないことが必要な感じがしました。

石渡委員長：大事なお指摘が色々出てきますが、自助・共助・公助については8ページの計画推進体制にも関連してくるというお話もありましたし、地域福祉計画というのは行政だけでやるのではなく、共助・公助をいかにうまく連携させていくのかを検討していくのが地域福祉計画だと理解しています。今、市川委員が言っていたことを前面に出すのも良いのではないかと思いますし、これまでの計画を継続・発展させるということ新しい計画で明確にするのか、全く新しい地域福祉計画という作りをするのか明確にしていかなければならないと思

ますがいかがでしょうか。

戸高委員：今回の資料2-1の1ページの福祉計画分野の関係図で、地域福祉計画が高齢、子ども、障がいの上位にあるが、今までの福祉計画の上位計画をどうやって書かなければいけないのかあまりイメージが出来ない。ただ、障がい福祉計画も作っているが、地域福祉計画が上位にある時にどういうふうに言うのか、我々としても整理がつかない状況です。この関係図が今までの計画とは異なり、この計画が上位にあるということで、何をここにに入れていくのか難しい。上位計画ということで意味合いも大分変わり、この上位計画の中で我々はきちんと提示していかなければならず、重たいと実感しています。

石渡委員長：地域福祉計画というのは各個別計画の基盤という位置づけで、書く場所は下の方になると思いました。

椎野委員：議論の進め方であるが、議論が少しぼやけている。見直すたびにどうやって変えていくのかが統一されていない。今までは中間計画を見直すために我々は議論してきた。今日、提案された資料は新しいものを作るのか、この見直しでどう変えていくのかという議論なのか、そこのところがぼけてしまっている。そのため、議論が進まないと思います。今日の資料は「全く新しいものを作るのですね」という具合になってしまう。再三再四比較して、どこが悪いのか、どう変えていくのか議論し合うことがない。だからおかしくなっていると思いますよ。論点がずれてしまっている。新しいものを精査するのではない。

石渡委員長：この部分については他の委員の皆様はどうお考えでしょうか。従来計画を継続するのか、継続というかたちを明確にしたうえでの新しい計画なのか。今回から委員になっているお立場の方もいるかと思えます。立場からしてなかなか意見の方が整理できないという方もおられると思えます。

大田委員：災害救援ボランティアを行っております。実は国の基本計画が肝心であり、前年度にはこれらの内容が載っていなかったわけです。国が変わっていくにしたがって、新しい法律が出来、それによって市は振り回されている状況がある。これはある程度国の状況を勘案した計画を出さないと、途中で何度も見直さなくなるので、市の方にそこを見極めてほしいのです。それにのっとなって基本的なものを作っていかないとまた見直す状況が生じてしまう。実際に国の内閣がどう変わるか分かりませんが、それに振り回されているのが現状である。見極めていかないと、途中でしっぺ返しを食らう状況になるかもしれませんので考えていただきたいと思えます。

石渡委員長：今のご意見ですと、継続しているということを明確にしつつ、新しい視点のものを入れていくということですね。

鶴見委員：今回で2回目になるのですが、これは何年もかけて議論してきたわけですね。法律が変わるたびに見直しをして、立派な計画を立てても実施をしなければ意味がないですね。皆さんが意見を言って、行政の方も動いていただき、共助・公助の連携が一番理想的であり、それが地域福祉だと思うのです。地域福祉に

とって大事なのは早期発見・早期予防ということで、市民の目で見れば予防できるような気がします。それが地域福祉だと思っております。それに向かって皆さんで議論して、最後には実施できるものにしていただきたいと思います。

石渡委員長：そこはとても大事であり、地域福祉が見守りというところで意味を持つと思います。委員からのご意見としては、今までやってきたことの継続であって、新しい規定や考え方を取り入れるのは大事であるけれども、これまでの積み重ねとしての新しい計画づくりというような視点が明確になるような構成にしてほしいという理解でよろしいでしょうか。

池端委員：私は今回初めて参加させていただいたのですが、前段階の7つの柱が継続しているというニュアンスのものを入れていただいた方が今、委員長が言ったかたちになると思うので是非とも入れてほしいと思います。包括の名前が変わって新しい感じになったということですが、発想がとても似ていると思います。名称が変われば内容も変わるという発想ならば止めてほしいと思うし、前の計画を継続していることが伝わるような表現の方法をしていただけたらと思います。

私はケアマネジャーをやっておりますが、がん末期患者さんの介護内容や高次脳障がいの方の問題も新しく出てきております。藤沢市の今の課題は何か、何を最優先にするのかを住民に分かるようなかたちでアピールしていくのも悪いことではないと思います。方向性なりビジョンなり理解されていくことが大事だと思います。

石渡委員長：ありがとうございます。今までの流れを整理したご意見だと思います。これまでの計画を継続・発展させていくことが明確になるような構成にしていくということが委員会としての結論とするのがよろしいでしょうか。そうした場合、委員の立場でこういう視点を盛り込んでということですが、ある地域福祉計画では「どう生きるかよりどう死ぬかを明確にする」という声を聞いたことがあります。どう死ぬかは生きることの総決算でとても大事なことであると言われております。それをどういう表現にするのかは難しいところですが、地域医療や在宅医療という言葉が鈴木委員は使われまして、先ほどは見守りを含めた予防をどう入れるかについては大事な視点だと思います。ここに盛り込まれていないこと、あるいは明確になっていないことがございましたらどうぞ。

松永委員：この計画を誰が見るのかを考えた時に、高齢者、障がい、児童あらゆる人たちが見て、藤沢市の地域福祉の課題はこういうものだということが感じられればいいと思いますが、そういうものがあまり見受けられない。例えば章立てにおいて計画の位置づけはとても大事ですが、地域福祉を取り巻く状況だったり、課題だったり、内容を充実していただければ、自分たちはそこから先どう動けばいいのか、自分たちの団体はどう動けばいいのか、自分たちの地域はどう動けばいいのかを考えていくことになると思います。この計画書は6年先と言っておりますが、6年先というのはなかなか見通せないと思います。これまでの

計画期間の間にどういう課題があるのかを吟味するのは非常に重要な作業だと思います。それがあまりガチガチの整理でなくても、あらゆる関係機関に見てもらえるような、活用していただけるようなものになればいいと思います。例えば、高齢者白書が国の方で出ておりますが、あれは国の方でまとめているものですよね。藤沢市でも地域福祉白書というか基礎資料的なものを提供するだけでも、基本計画としての意味合いも大きいのではないかと思います。あとの推進体制や方針は多少粗々であっても、課題の整理さえ十分にできれば、明確な方向性を作ることを目標に進行管理が出来ると思います。最終的な担い手としてのNPOや社協、ボランティアグループにおいて、市の現状や課題を整理する作業を行い、次の計画を作る際にさらに内容が充実していくと思うのです。ぼかすのであれば、後半のところをぼかして、課題、現状を皆さんが考えて、自助・公助の具体化に繋がっていくと思います。やはり前半の充実が求められていくと思います。それぞれの個別計画でバックデータがあれば、活かしていけばと思います。

椎野委員：今後のスケジュールを見ても、広報や中間報告で議会に報告しなければいけません。プレゼンテーションをしないわけですよね。今日提案された物語で本当に良いのか。中身の話も大事であるが、今日はどこに論点を置いているのでしょうか。あくまでもこれをベースに考えてもらいたい。ここは問題があるから変更してもらいたいという議論を中心にやるのか。これもやりたい、あれもやりたいと言っても全部入るわけではない。物語がこれで良いのか結論を出してもらわないと進まないと思いますよ。推進委員会は何回もない。

市川委員：今のお話ですが、前回、渡された資料の中に「柱について」と書いてあって、現計画から引き継ぐべき事項として7つの柱のことが書いてあるのです。新たな視点として、「基づく事項例」ということで生活困窮者自立支援法に基づく施策や地域社会における支えあい体制づくりが書いてあって、基本的には改定すべき内容というのは既に打ち合わせしているわけですよね。そのなかで突然2025年問題を入れてきたので、今まで話し合ってきた方向性と違ってきている。5月13日に配られた資料は良く整理されておりますが、現計画から引き継ぐべき事項、新しく加える事項が明示されているのです。ただその中でやっていけばいいという話ですが、2025年問題を前面に打ち出すかたちで新たに作っていく方法があるのかと感じたわけです。基本的には前回打ち合わせしたものを継続していくということだと思いますが、2025年問題を国の方針も含めて検討していかないと大変なことになるということでボワンと出てきたのかという感じですね。我々としては従来の計画を改定することを臨むのか市の方ではっきりしていただきたいと思います。

石渡委員長：委員会としては継続を明確にしたうえで、新しい課題を盛り込むということによろしいでしょうか。



片山参事：沢山の貴重なご意見ありがとうございました。委員長もおっしゃられていたように、我々としては今までのものを無くして、全く新しいものを作るという気持ちで提示したわけではございません。今までのものを踏襲しつつ、新たな視点は加えていきたい。7本の柱の話が目立っておりますが、今後取り組むべき課題や現状を書き込んでいきたいと思っております。この7本の柱の整理の仕方ですが、個別計画との関係になりますが、7本の柱がバランス的に少し違和感があると感じております。具体的な事業をとらえている部分と施策的あるいは包括的にとらえている部分がありますので、それをどちらに整理していくのか、包み込んだ表現にしていくのか。そうすると見えにくくなってしまいますので、そのへんは工夫して、取り組むべき課題の中で具体的に出していくのかと思っております。成年後見や日常生活自立支援、障がいでもそうですが、個別計画の中で事業の実施計画や取り組むべき方向性が具体的になっていきます。地域福祉計画の位置づけを踏まえると、このようなかたちでどうだろうかという一つの提案ですね。あくまでもご提案であるため、「それは違うよ」というご意見があってもいいと思っております。

地域福祉計画の方向性等のお話の中で地域福祉計画が目指すものというのは、制度の狭間にある人、社会的に阻害されるおそれのある人たち、孤立している人たちを支援していけるイメージを踏まえながら、高齢者や障がい者、子どもを包括的に地域の中でどうしていくのかをもう少し明確にしていける計画にしたいと思います。2025年問題は確かにインパクトがありすぎたかもしれません。地域包括ケアシステムの構築、介護保険制度の見直しの中で2025年問題というのは非常に大きな問題であり、時間もほとんどない状況です。ここは少しトーンを下げて、地域福祉計画のビジョンを出していきたいと思っております。いずれにしても5章・6章ばかりが具体的に出てきておりますので、我々としては今までのものを継承しないというものではないということをご説明させていただければと思います。

椎野委員：先にそれを説明すればいいのです。そういうことを先に言わないと、全く新しいものを見るような感覚で見えてしまう。

木村委員：高齢者福祉、障がい者福祉と「福祉」が付いていますが、子どもに関しては「福祉」という言葉が抜けてしまっていますので、全体的に影が薄い感じがしています。元気な高齢者と同様に、家庭で子育てをしているお母さんに対する予防的措置ということで、虐待、孤立を防ぐというのは非常に大事なことです。同等に並ぶのは難しい分野ですがよろしく願いいたします。資料3には子どもの計画が入っておりません。

石渡委員長：そのところは地域福祉計画において課題となっているところだと思います。これからの未来を担っていただくので、明確にしていきたいと思っております。他に発言しそびれているものがありましたらどうぞ。

池端委員：ケアマネジャーをしておりますが、今は介護難民とって、行き場がない高齢

者が結構います。ある施設だとオープンから1カ月で100床が満床になってしまっています。そこには要介護5の方や医療介護が必要な方もおります。京都や北海道から来る方もおります。計画の中に問題をアピールしていただきたいと思えます。将来の日本を背負う子どもたちについてアピールしていくのもいいかと思えます

石渡委員長：3ページの本市の現状をきちんと打ち出し、そこから新しいものをどう打ち出していくのか議論しやすいと思えます。今日は色んなご意見が出ましたが、前計画の継続・発展が明確になるような新しい計画であることを確認したこと。課題として取り上げるべき成年後見制度や障がい者団体支援、地域福祉計画の方法論やアプローチ的なものが新しい9本の項目になると思えます。前計画で整理しきれなかったものを課題としてどう取り組んでいくのか、基本はそのあたりになると理解しています。そのあたりの整理を新しい計画できちんとしていくことが大切だと思えます。また、先ほどから言っている自助・共助・公助を地域福祉計画として明確にすることが問われてくると思えます。議事録を作成していただいた中で、委員のご意見を整理したうえで、骨子案の再提出をお願いすることになると思えます。次に3番目として今後の計画の進め方及びその他の説明をお願いします。

### (3) その他

齋田主査：本日配布した資料3に沿って今後の予定についてご説明いたします。次回第5回の委員会につきましては8月28日(木)午前10時から、会場は保健所研修室で行いたいと考えております。本日いただいたご意見を基に、素案としてもう少し内容を加えたかたちでご提示し、皆様からご意見をいただきたいと思えます。

今後のスケジュールといたしましては、第4回を10月21日(火)午前10時から、第5回は来年の1月8日(木)午前10時から行いたいと考えております。今後はもう少し中身を入れて、具体的なご意見をいただけるようにしてまいりたいと考えております。また、下の部分では高齢者保健福祉計画と障がい者計画のスケジュールも載せております。今後のスケジュールは以上になります。

石渡委員長：今のご説明についてご意見・ご質問はございますか。

片山参事：補足説明になりますが、修正した骨子案をお示しするということですが、次回の推進委員会ではあまりにも遅すぎますので、なるべく委員の皆様には早めにお送りする予定です。

石渡委員長：骨子案の修正版を早めにお送りいただき、それに関してご意見があれば事務局にお伝えするという事ですのでよろしいですか。本日は大事なご指摘をたくさんいただきましたので、今後の計画づくりに活かせるように改めてお願いいたします。

赤尾主幹：最後に福祉部長より挨拶がございます。

## 7. 閉会

福祉部長：長時間にわたりご議論いただきありがとうございました。先日、6月議会が終了しまして、本議会の中でも福祉分野に対する質問が多かったです。内容としては2025年問題、認知症問題、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者支援策、障がい者支援策等のご質問をいただきました。今、市としても取り組んでいる施策ですが、今後はこれらについて加速させた施策の展開が必要になると思っております。また、将来に向けてビジョンを示す必要性があると思っております。今回の地域福祉計画はまさにその一つだと思っております。今日は2回目ということで計画の骨子案について議論いたしました。骨子案については修正点を加えて、皆様のもとに早めにお届けするかたちで、皆様からご意見をいただきたいと思っておりますし、次回の委員会では素案の策定に向けて進めさせていただきます。他にご意見・ご提案がございましたら気軽に事務局までご連絡いただければと思います。これで本日の委員会を閉めさせていただきます。ありがとうございました。

以 上